

「外国籍市民」という表現について

1 「外国籍市民」

「外国籍市民」は、第六期長期計画の策定過程で議論され、使うこととなった言葉。市民の定義は、第六期長期計画と並行して策定された自治基本条例の中で定義された意味で使っており、在住・在学・在勤の人と市内で事業活動を行う個人・団体を含む。そのうちの、日本国籍以外の者を指す。

武蔵野市自治基本条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (2) 及び (3) (省略)

2 都内自治体における定義

自治体名	単語	定義
東京都	外国人	(指針中に定義なし)
八王子市	外国人市民	本プランでは、本市に生活拠点を有する外国籍住民に加え、すでに日本国籍を取得している外国出身の方も広く含みます。
世田谷区	外国人等	本計画における「外国人等」は外国籍を有する者及び外国にルーツのある日本国籍を有する者等を含むとともに、本計画は、国籍、民族等の異なる全ての人々を対象としています。
豊島区	区民	豊島区内に住む人、区内で働く人もしくは学ぶ人
	日本籍区民	国籍が日本である区民
	外国籍区民	国籍が日本以外の区民
	外国にルーツを持つ日本籍区民	①届出により日本の国籍を取得した区民 ②親の両方、またはいずれかが外国出身者である日本の国籍を持つ区民
	外国籍住民	外国籍区民のうち、豊島区に住民登録をしている人
	外国籍等区民	「外国籍区民」および「外国にルーツを持つ日本籍区民」
北区	外国人	日本国籍を有しない者
	外国人住民	区内に住む外国人だけでなく、日本国籍を取得していても文化的背景などが外国にある区民を含む。

3 都外自治体における定義

自治体名	単語	定義
横浜市	外国人	本指針は対象とする「外国人」として、①生活者として横浜に長期にわたり暮らす外国人、②観光やビジネスを目的に横浜を一時的に訪れる外国人、③留学生や外資系企業の駐在員など横浜での活動を年単位で行う外国人を広く含むこととする。なお近年は、外国人が日本に帰化する事例や、外国籍の親を持つ子どもの事例など、日本国籍を有しながらも、様々な文化的背景を持つ市民が増えている。本指針で「外国人」について記載する内容の中には、こうした市民にもあてはまる内容が含まれているが、説明の冗長さを避けるため「外国人」の表記で統一することとする。ただし教育現場においては、「外国籍」と「外国につながる児童・生徒」を分けて統計等の処理を行っていることから、これに関連する領域については統計の表現を採用している。
川崎市	外国人市民	本市では、外国籍の住民は地域社会を構成するかけがえのない一員と考え、1996（平成8）年の川崎市外国人市民代表者会議条例の制定から「外国人市民」という言葉を使用しています。 さらに、本指針では外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても外国につながりのある人（国際結婚により生まれた人、中国帰国者、日本国籍を取得した人等）も視野に入れて使用しています。
豊中市	外国人	この指針では「外国人」「日本人」という言葉を使いますが、日本で生まれて外国に一度も行ったことが無い外国籍の人や、日本国籍を持っていても外国で生まれ、日本語が全く話せない人もおり、「日本人」と「外国人」という分け方では表現しきれない人の存在を忘れてはならないと考えています。